

台湾問題明記で、 ますます進む違憲状態

6月23日、安保法制違憲訴訟の第13回口頭弁論が行われました。

この日は、フリージャーナリストの西谷文和さんのアフガニスタン戦争、イラク戦争の取材をもとに、裁判のために作成されたDVD「戦場から見た憲法9条」の法廷での上映を申請していましたが、裁判所は認めませんでした。そのため、急きょ中谷弁護士が、西谷さんの陳述をもとに、アフガニスタン戦争やイラク戦争の国際法上の位置づけ、安保法制下で自衛隊が派遣された南スーダンの現状に言及し、それによつての日本社会の変質を陳述しました。(準備書面23)原告意見陳述は、八木巖さんで、中学生時代の教師の戦争体験の話から、日本の戦争責任を考えることになった原点だと話されました。

6月23日裁判前集会の様子

4月に発表された、菅首相とバイデン大統領の共同声明では、「日米同盟の一層の強化や、中国からの挑戦への連携」を確認するとともに、「台湾海峡の平和と安定の重要性」と、日中国交回復以来、初めて台湾問題が明記されました。「中国脅威論」が言われ、安保法制施行後5年間に経過し、「武器等防護」の名目でアメリカとの共同訓練が年々増加しています。そんななか、台湾問題が明記されたことは、日本が軍事的にも台湾問題にコミットすると宣言したことを意味します。安保法制の違憲判決を勝ち取るのがますます重要になっていっていると云えます。

次回、9月3日の第14回口頭弁論にも多くの方の参加を期待しています。

尚、今後、新型コロナの影響で裁判の予期せぬ変更があった場合、メールなどで連絡を差し上げます。ホームページなどもご参照ください。よろしくお願いいたします。



待機企画
あります

9月3日(金)
第14回 口頭弁論

10:00 集合 名古屋地裁西側
11:00 開廷 名古屋地裁1号法廷
12:00 報告集会 弁護士会館5階ホール

8月24日(火)
第9回 裁判前学習会
DVD上映

中谷弁護士のお話
18:00~20:30 参加費500円
イーブルなごや 視聴覚室

販売します

西谷文和氏(ジャーナリスト)作成。
DVD「戦場から見た憲法9条」(1枚500円)
裁判前学習会・次回裁判の時に販売します。

弁護団意見陳述の狙い



DVD「戦場から見た憲法9条」(西谷文和)と 準備書面23で伝えたかったこと 中谷雄二弁護士(第23準備書面)

1 DVD「戦場から見た憲法9条」

DVD「戦場から見た憲法9条」は、フリージャーナリストの西谷文和さんと全国の安保法制違憲訴訟弁護団の有志が裁判官に戦争の実態をリアルに感じてもらうために、映像を作ろうということで話し合ってきた作品です。西谷さんが過去に取材された、アフガニスタンやイラクの戦場で犠牲になっている民間人、特に子どもの被害に焦点があたっています。同時に、アフガニスタン戦争やイラク戦争が大国の利益追求のために、何の正当な理由もなく始められ、多くの民衆が犠牲となっている姿を描きだしました。約20分と短いものですが、9.11事件以降の出来事を時系列にまとめ、戦争を開始した時に理由とされたことが嘘であったこと、その嘘によって、先進国の軍隊が派遣され、民衆を殺戮させられていることを映像で描きました。法廷で上映して裁判官に理解してもらうために弁護士からの注文を入れて作られたものだけにわかりやすく、衝撃的な映像になっていると思います。

2 準備書面23で書こうとしたこと

(1) 前回法廷で準備書面23を書いたのは、「戦場から見た憲法9条」が上映できると考えていたところ、直前になって裁判所から上映が許可されなかったため、急遽、DVDの背景を説明する準備書面を書く必要があると思いました。同時に、現時点で日本がすでに米国の戦争に巻き込まれる強い恐れがあることとそれが日本社会にどんな影響を与えるかを印象づけたいと考えて書きました。

(2) 9.11事件は、若い人にとっては、歴史の話となってしまうています。9.11とそれを口実にしたアフガニスタン戦争が如何に国際法を無視した侵略行為であったか、戦争を開始した目的を達成できないとみるやイラクに大量破壊兵器があるという根も葉もない口実で先制攻撃を仕掛け、それが中東地域の秩序の崩壊と紛争状態を引き起こし、ISなどテロが世界中に広がる原因をつくりました。

(3) 西谷さんのDVDだけでなく、大阪訴訟で提出された陳述書と、DVDをどのような思いで作り、何を訴えたかったかを新たに陳述書として書いてもらい、提出しました。現地の取材に基づき西谷さんが伝える事実は、私たちに多くの疑問を抱かせ、大手マスメディアの報道が一面的で重要な事実を欠落させたものだと感じさせます。前回の法廷に提出したDVDを見、西谷さんの陳述書2通を是非、読んでいただきたいと思っています。

(4) DVDには、南スーダンでのジュバクライシスと呼ばれる戦闘行為の現場の状態が映像でリアルに伝わります。当時、現場に派遣されていた自衛官が書いた「あの日、ジュバは戦場だった」(文芸春秋)は、西谷さんの取材を自衛官の側から生々しく描いています。これらからは、いかに政府が取り繕おうと戦闘現場に自衛隊員が送られていたことは疑いがありません。

(5) 戦争をする国になることの影響を、ダグラス・ラミス氏の言葉で紹介しました。日本が戦争をする国になったら、日本の社会そのものが変わる。人を殺して帰ってこないと一人前でないと考える暴力的な社会に変わる。それを私たちは許すわけにはいきません。

原告意見陳述に臨む

原告陳述をおこなって

原告 八木巖さん



お話をいただいた時点で私の陳述書はただ言いたいことの羅列で、まとまりのないもので、読んでもらうことを前提とした代物ではありませんでした。それを担当の柄笏さんの指摘でまとめ直しました。

そもそも自分はどういう人間で何をしてきたかを考えなおしました。そして、自分がこれまでしてきたのは侵略戦争への反省、戦争責任の追及というテーマだということに思いあたりました。この侵略戦争への反省はこの国では今に至るもなされていません。前首相が「オリンピックに反対するのは反日」と言っ

たことが話題になりました。ここでの「日」は平和憲法のもとにある日本ではなく、大日本帝国の「日」です。安保法制の成立でできる「戦争のできる国」は残念ながら大日本帝国を内にもっています。すでに嫌韓、反中のヘイトがあふれています。

自衛隊がアメリカとともに戦争をする可能性は否定できなくなっていますが、その時には戦争の担い手はまちがいなく「鬼」になることを強制され、武勇伝が語られ、社会の価値基準は人権や平和ではなく、「愛国心」になっていきます。おぞましい社会です。この裁判の意味は大きいと思います。必ず安保法制は廃止しなければならないと思います。

わたしも微力ながら力を尽くしたい、それが私が原告に加わった理由です。

報告集会



中谷雄二弁護士

戦争ができる国になれば日本が変わってしまう。そのことを多くの人に理解してもらうために、フリージャーナリスト西谷文和さんにDVD「戦場から見た憲法9条」を作ってもらった。今後このDVDの上映を求めていく。

八木巖さん

陳述書はいろんなことを書き込み、柄笏弁護士の指導で書き上げることができた。削られると聞いていたが、そんなことはなかった。やさしくアドバイスをいただいた。今日は私の陳述だけでなく良かった。

柄笏貞介弁護士

中谷弁護士が、戦争ができる国となれば日本が変わると訴え、八木さんがその通りの過去の歴史を語ってくれた。ベトナム戦争の頃を思い出してみても戦争で人が病み、社会が病むのである。

私はページを受けたことがある。青法協をやめない

と後悔するぞと言われたのである。安倍・菅政権となり警察官僚が政府の中枢を固めている。このままでは思想検事が現れてもおかしくない。座して見ているわけにはいかない。

青木有加弁護士

生きてきた時代によって知識や関心は異なるのです。中谷弁護士と八木さんのお話には重なるものがありました。裁判で大切なのはみなさんの陳述書です。なぜ原告となったか、人生を振り返り弁護士に相談して下さい。

平松清志弁護士

八木さんと同年である。今日は沖縄慰霊の日だが、当時はそうした節目節目によくデモがあり参加したものだ。しかし、あれから50年たっても沖縄の現状は残念としか言いようがない。

政治はおかしいという民意を背景に、秋の選挙と裁判でこの流れを変えたい。

青山邦夫弁護士

裁判官はDVDの証拠としての重要性がわかっていない。



故益川敏英さんを偲んで

松本篤周弁護士事務所 局長

2008年にノーベル物理学賞を受賞し、安保法制違憲愛知訴訟にも提訴当初から原告として参加していた益川敏英さんが、今年23日、上顎がんのため亡くなりました。81歳でした。私は、2018年8月の愛知訴訟の提訴の直前の6月に、名古屋大学の素粒子宇宙起源研究機構長室を訪ねました。益川先生は、気さくな態度で原告になった思いを語ってくれました。

名古屋市出身の益川先生の戦争体験は、5歳の時、人間として記憶が残る最初の記憶が戦争だったという。自宅に焼夷弾の直撃を受け、たまたま不発弾で、目の前をカランカランと音を立てて弾丸が転がる状況、大八車に乗せられて、火災の広がる街の中を避難した情景を鮮明に記憶しているとのこと。ノーベル賞受賞に至ったクオーク理論の研究時は、平行して職員労働組合の委員長の職にあったことや、ひらめいたアイデアに没頭して、主催する組合の会合をすっぽかしてしまったことがあったこと。またノーベル賞受賞式での記念スピーチの草稿は、科学者の役割と戦争について語る予定だったが、それが事前に外部に流れ、東大の教授が、その草稿について、ノーベル賞受賞式という神聖な場で政治的発言をするべきではない、という難癖をつけているという情報が自分のところにまで伝わってきたため、怒りを覚え、より一層激しい内容のスピーチをしてやった、といたずらっぽく語っておられた。研究室には、先生が師として仰ぐ、同じく名古屋大学大学院理学部の阪田教授の言葉「科学者として学問を愛するより以前に、まず人間として人類を愛さなければならない」を壁に掲げておられた。

昨年9月、私は益川先生に電話して、裁判で証言して頂くことを依頼したところ、すぐに「いいですよ。」と承諾して頂いた。ところが翌日、奥様から電話があり、本人は承諾したが、体調を崩しており、証言は無理だと

思うので、辞退させて頂きたい、とのことだった。大変残念だったが、その後、聞き取りを元に陳述書の内容を作成し、何度か郵送と電話でやり取りしながら陳述書を完成させることができた。

益川先生には裁判で証言して頂くことはもちろん、今後も科学者として、憲法改悪と戦争への道を強行する安倍・菅政治への批判と、運動への励ましの言葉を発信し続けて頂きたかったと思うと残念でなりません。私は、改めて先生の意味を受け継いで安保法制の廃止まで頑張らなければならないとの決意をしなければと思っています、先生、安らかにお休みくださいといいません。引き続き私達を叱咤激励してください。

最後に、益川先生の陳述書の末尾の裁判所へ訴えたいことの部分を引用して追悼の言葉と致します。

「この世の中で生きていく限り、私たちは社会とのつながりを持たざるを得ないのです。そうであるなら、社会の中で生きるものとして、今、日本や世界で何が起きているのか、あるいは秘密裏に何が進行しているのか、それに耳を澄まさなければなりません。その中で日本が平和に向かっているのか、逆の方向に進んでいるのか、科学者も含めて、そして憲法の番人といわれる裁判官の皆さんには目を凝らして見て欲しいと思います。

「科学者は現象の背後に潜む本質を見抜く英知が無ければならない」という坂田先生の言葉は、今も非常に重いものですが、理性を上手に働かせることができれば、人類は今後、100年だって、1000年だって戦争をせずにいられるはずです。

平和運動の先頭に立つつもりはないといいながら、私が何十年もいろんな運動に首を突っ込んできたのは、そんな未来を信じたいからです。」



今日の公判はとても深い印象が残りました。この法制が人々の心を底の底から「人を殺すもの」に変えてゆく恐ろしさを持っているということを警告するものでした。この赤信号をもっともっと自覚的に訴えたいと思いました。

国側は準備書面を早く出せと迫るのに、ひとつも反論しません。素人には不思議に思えるのですが、少しでもしゃべらせて、討論をすることは何とか出来ないのでしょうか。また結論は「負け」「門前払い」だとしても、できるだけ長く裁判を続け、ウダウダと非を訴えることが社会的にインパクトとなるのではないのでしょうか。11月結着ももっと先延ばしにして証人尋問など次々に申請してほしいと思います。

原告 石原潔さん

先日、ヤフーニュースで日米韓外相会議のニュースを見て「早く朝鮮戦争を終わらせてほしい。戦争が終わらなければ、拉致問題も核ミサイル問題も解決しません」とコメントしました。ところが、このコメントが拒否されたのです。コメントポリシーには、「法令に違反するコメントや誰かを傷つけるコメントの投稿は禁止されています」とありますが、戦争終結を願うことが法令に違反し、誰かを傷つけるのでしょうか？

ヤフー社長の孫正義さんは東日本震災では多額の寄付をされました。その孫さんがなぜ戦争に反対するコメントを拒否されるのでしょうか。この国は何かが狂いはじめています。

原告 寺田誠知さん

ユーチューブ「一月万冊 佐藤章さん」安倍逮捕！林検察頑張ってる！市民は応援している旨の動画を興味深く視聴しています。

11月17日までにアベ逮捕になれば、この裁判にも響くかしら。

サポーター 中沢悦子さん

今日は傍聴券が外れました。残念。DVD、こちらは良かったです。これまで外したことがなかったので、法廷の様子がいまいちです。報告集会で垣間見れて良かったです。

原告 杉本皓子さん

考え、思想を現実的な政治に反映させるためには、「選挙」を通して、変えていかない限り変化は望めない。

裁判をどう選挙につなげるか、具体的に検討していただきたいと思います。

岡田夫佐子さん



重要 未提出の方へ 原告陳述書提出のお願い

安保法制成立により、原告本人が受けた権利侵害と被害を原稿にまとめ右記メールアドレスへお送りください。弁護士からアドバイスを受けながら、陳述書に仕上げます。

第13次締め切り日：2021年9月10日（金）

会費とカンパのお願い

2021年会費の納入をお願いします。みなさま、これから証人尋問などで費用が掛かります。一層のご支援をよろしくお願いいたします。

ゆうちょ銀行

振込先 加入者名：安保訴訟あいち

郵便振替口座：00850-2-217427

☆同封した振込用紙をご利用ください。

原告の募集は終了しましたが、

サポーターは継続して募集しております。

会計報告

2021年5月～7月

21年5月度繰越金	542,886円
入金の一部	231,950円
原告年会費	129,000円 (42名分)
サポーター年会費	57,000円 (21名分)
参加費	0円
カンパ	36,000円
雑収入	9,950円 (DVD売り上げ、ピワ差し入れ売り上げ)
出金の一部	80,427円
事務印刷費	16,763円 (案内・チラシなどセンターでの印刷・コピー、事務用品など)
事業費 1	6,600円 (公判前集会の会場費・備品代、講師謝礼など)
事業費 2	25,690円 (会報・要請はがき等、事業者印刷費など)
郵便通信費	30,554円 (郵便・切手代、ヤマトメール便費用など)
弁護士経費	0円 (コピー代、会議費用実費のみで、弁護士費用としては支払っていません)
雑費	820円
残高	694,409円



安保法制違憲訴訟の会あいち

〒453-0014 名古屋市中村区則武1-10-6

側島第一ノリタケビル2階 名古屋法律事務所

☎ 080-4521-5252

🌐 <https://anpoiken-aichi.jimdofree.com/>

✉ w.soshou.aichi@gmail.com

📘 <https://www.facebook.com/anpoiken.aichi>